

年金大変革

1. 必要期間短縮

みなさん、ご無沙汰しています。社会保険労務士の辰巳周平です。ほぼ1年ぶりの登場となりますが、私がひよこひよこ出てきたということは、そうです、年金制度に大きな変化があったということですね。ニュース等でも報道されていますが、今年8月から年金を受け取るために必要であった納めるべき期間が25年から10年に短縮されます。思い切った大変革と呼んで差し支えないこの制度改革を詳しく解説したいと思います。

老齢年金には日本国内に住所を有する20歳～60歳まで、合計40年間の納付義務が設けられています。当然それ以外にも10代から会社勤めをして厚生年金に加入する方もいますし、60歳以降も再雇用等により引き続き厚生年金を掛け続ける場合もあるでしょう。ですので、掛け年数がトータル40年を超えるということは十分にあるわけですが、少なくとも日本に居住する全国民共通の決まり事として20歳～60歳までは必ず年金を納めなければいけないことになっています。

しかしながら長い人生、納めたくても納められない時だってありますよね。勤めていた会社が倒産して次の就職先がなかなか見つけられなかったり、大病を患って年金どころではなくなったり、子どもの学資費用や結婚費用の捻出のため自分の年金にまで手が回らない時だってあります。そういった諸々の事情も考えて、これまで国は40年といわず最低25年納めていれば、納めた分だけではあっても年金を支給することにしていました。しかしそれでもなお年数が足りず支給できない人たちが数多く存在していたんですね。

たとえば、昔はバリバリ働いていたものの、途中で身体を壊して辞めたあとはその日暮らしで年金にまで頭が回らず、掛けた年数は15年のみ。こういった場合、少なくとも15年間はきっちり厚生年金を納めているにもかかわらず、総年数が25年に満たないため一銭も年金を受け取ることができませんでした。このようなケースが約64万件あると国は試算

しています。そこで、今回の改正ではこういった方たちを救済するために、最低 10 年間の納付期間があればその分だけでも年金を支給しましょうという趣旨のもとに施行されます。

もともとは消費税が 10%に上がる予定だった 2015 年 10 月に施行予定だったんですが、ご存じのように消費税増税は 2017 年 4 月まで延期となり、10 年への短縮法案も保留となっていました。その後さらに消費税増税は再延期が決めましたが、安倍政権の強い意向もあり、10 年への短縮法案は 2017 年 8 月に施行されることが決定しました。問題は財源です。新たに 64 万人の方が年金を受け始めるわけで、その費用は年額 650 億円とも言われています。政府はなんとかかなと言っていますが、消費税増税での税収が見込めない以上、どこかにしわ寄せがいくのは明らかです。この度の改正で年金を受け取れるようになる方たちが多数生まれて、基本的に喜ばしいことではある一方、財源のことを含め、将来的に危惧される事案を内包していることは否定できません。

その一つに 10 年という言葉が独り歩きしてしまい、特に若い世代に、「10 年分払いさえすれば年金がもらえる」といった誤った認識が広まらないかという懸念があります。あくまで今回の改正は最低 10 年以上の納付月数があれば、その分の支払いはしますよ、といっているだけで、20 歳～60 歳までの納付義務がなくなったわけではありません。当然 10 年やそこら掛けただけでは、暮らしが成り立つだけの年金が支給されるわけありません。だって、考えてみてください、40 年間国民年金を払い続けても月額 6 万 5 千円にしかならないんですよ。10 年しか納まっていない場合の支給額なんて、到底人が暮らしていけるだけの金額ではないことは火を見るより明らかです。どうしても、納付できない事情等がある場合は免除制度や学生納付特例、また若年者納付猶予制度（30 歳未満から 50 歳未満に拡大されました）もありますので、未納期間のまま放置するのではなく、何らかの手続きを行うことを強くおすすめします。

今回の改正により年金受給期間を満たす方、つまり、65 歳以上で 10 年以上の納付期間（免除や猶予期間含む）があり、実際にまだ年金を受給していない方たちには春先より順次請求の案内が送られることになっています。高齢の方も多く含まれることが予想されますから、送付された郵便物に気付かなかつたり、一人では手続きが難しいような場合もあるでしょう。家族を含め周囲の人のサポートが必要です。

また、今回請求書が送付されるのは上記にも述べたように実期間で 10 年の納付期間を満たす方たちです。たとえば、「合算対象期間」といって昭和 61 年 4 月以前にサラリーマンの妻（夫）だった期間があるような場合、その期間も 10 年の中に含めることができますが、年金機構はそこまでの事実を知りようがないので（すでに離婚や死別していたり、もし仮にずっと夫婦のままであっても婚姻日等は年金機構ではわからない）、自ら申告する必要があります。この合算対象期間には様々な種類がありますので、現在受給資格を満たさず無年金の方たちは、この 8 月をめどに一度お近くの年金事務所に足を運ぶことをおすすめします。当然、ご自身のことだけではなく、ご両親や親戚等に限らず、ご友人で年金をもらえていない方がいないか、少し思いを巡らしてみただけで、救われる方がいるかもしれませんね。

私たち年金の専門家である社会保険労務士は、こういった法改正があった時だけに限らず、年金制度の正しい認識を広めるよう幅広く広報する義務があると考えています。政府も払えない場合の免除制度や納付猶予制度をはじめ、督促徴収を含め年金制度の周知徹底をはかるよう努力はしていますが、そもそも、全く興味のない者にはいくら上からものを言っても伝わりません。草の根的といえば少し時代がかって聞こえますが、こういった情報は口伝え（ネットでの拡散も含め）でジワジワ広がって共有されてこそ、初めてその意味があるのかもしれませんね。

それではまたお目にかかりましょう。